

構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業

- （内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和5年内閣府令第43号）第3条）

規制改革の内容

特例措置前 ※児童福祉法

小規模保育事業B型・C型では3～5歳児のみを対象として保育することはできない。
※0～2歳・0～5歳は可。

特例措置

3～5歳を対象とする小規模保育事業B型・C型を認める。

効果

こどもの保育の選択肢を拡大することが期待される。

規制改革の概要



小規模保育事業B型・C型の対象年齢

0～2歳・0～5歳



**特例措置
(対象年齢を拡大)**

特例措置によって追加で
3～5歳の保育が可能

● 活用場面の例

- 小規模認可保育所（0～2歳）の連携施設
- 幼児数の少ない地域での保育

